

平成十九年七月十日受領  
答弁第四三三八号

内閣衆質一六六第四三八号

平成十九年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日本国籍を有する者の保護に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日本国籍を有する者の保護に関する第三回質問に対する答弁書

一について

政府としては、日本国籍を有する者に対し、個別具体的な必要に応じ、国際法上認められる範囲内で、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関し、適切な措置を講ずることとしている。

お尋ねのフジモリ氏についても、かかる方針に照らして、在チリ日本国大使館が複数回接触してきており、このように政府としては同氏に適切に接触してきているものと考えている。

接触の日時等の詳細については、同氏のプライバシーにもかかわる事項であることから、政府として明らかにすることは差し控えたい旨お答えしているものである。